

令和5年11月16日

# 防災地域建設委員会資料

1. 島根原発1号機廃止措置計画の変更に係る事前了解について  
(原子力安全対策課) ・ ・ ・ ・ P 1

防 災 部

## 島根原発1号機廃止措置計画の変更に係る事前了解について

### 1. 主な経過

平成29年4月19日	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
7月11日	中国電力へ廃止措置の実施を了解する旨回答
令和5年8月8日	中国電力が廃止措置計画（第2段階）の事前了解願いを提出
8月17日	原子力安全顧問会議を開催
8月24日	防災地域建設委員会で事前了解願い受領の報告
8月31日～	中国電力が住民説明会を開催（6市・計7回）
9月7日	中国電力が防災地域建設委員会で廃止措置計画の変更内容を説明（9月27日に2回目を開催）
10月4日	安全対策協議会を開催
10月25日	原子力安全顧問会議を開催

### 2. 周辺自治体の考え

出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「周辺自治体」）については、県と周辺自治体とが締結している覚書に基づき、島根原発1号機の廃止措置計画の第2段階に係る変更について了承する旨、県へ伝達、あわせて中国電力へ回答

### 3. 県の認識

原子力安全顧問、安全対策協議会、関係自治体等の意見を踏まえた県の認識は次のとおりであり、廃止措置計画の変更に係る事前了解については、今後、県議会の意見も踏まえた上で知事が判断

- (1) 廃止措置自体への反対意見はなく、廃止措置を前に進めていくことは必要
- (2) ただし、廃止措置計画を第2段階に進めるにあたっては、別紙1で示すように様々な意見があり、中国電力及び国に対しては別紙2～5のとおり必要な対応を求めることが適当

廃止措置計画に対する主な意見

項目	中国電力の説明	主な意見	県の対応（案）
<p>原子炉本体周辺設備の解体撤去</p>	<p>中国電力の説明</p> <p>＜<b>作業者の安全管理</b>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境の線量低減のため、解体前に必要に応じて化学的、機械的除染を実施する。解体作業を実施する場合、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等を設置、マスク等、作業環境に応じて防護具の着用等、放射線防護上の必要な措置を実施する。</li> <li>原子炉施設に関する作業を行う場合は、保安規定に基づき、全ての放射線業務従事者を対象に入所時教育、放射線業務従事者教育等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線は当然だが、労働安全全般で考え、転倒、転落、切傷といった様々な事故をしつかり防止していただきたい。</li> <li>事故の防止対策はもちろん、被ばくの低減対策、線量管理、労働災害防止対策、健康管理を徹底していただきたい。</li> <li>第2段階は初めて放射線業務に従事する作業や、様々な職種の仕事が多くなるため、バックグラウンドの異なる作業にどう教育するかが重要である。</li> </ul>	<p>県の対応（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力に対し、作業者の適切な安全管理を要請</li> <li>国及び中国電力に対し、廃止措置に係る安全対策についての教育及び訓練等の取組を要請</li> </ul>
<p>＜<b>放射性物質の漏えい防止</b>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の建物、構築物、換気設備により施設外への漏えい防止および拡散防止機能を維持するほか、解体作業を実施する際には、汚染状況等を踏まえ、必要に応じて、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の漏えいや拡散防止対策にもつかり取り組んでいただきたい。また国・県も万一の漏えいに備えた体制を整えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力に対し、放射性物質の漏えい防止を要請</li> <li>国に対し、検査等を通じた厳格な確認を要請</li> <li>県は、安全協定に基づき、放射性物質の管理状況等を確認</li> </ul>	

項目	中国電力の説明	主な意見	県の対応（案）
<b>放射性廃棄物の処理処分</b>	<p>中国電力の説明</p> <p>＜放射性廃棄物の処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低レベル放射性廃棄物は適切に処理を行い、気体及び液体廃棄物は安全を確認し放出、固体廃棄物は廃止措置が終了するまでに廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄する。</li> <li>廃棄場所は必要な時期までに決定する。第2段階で発生するL3の処分場の確保に向けた取組を優先的に実施し、他の廃止措置中の原発を有する電力と連携し、適地を探す努力を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は処分場所が決まっていないが、放射性廃棄物の処理、処分、管理については万全を期していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び中国電力に対し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分に係る取組を要請</li> </ul>
	<p>＜クリアランス制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリアランス制度対象物は、原子力発電所内で鉄鋼材等に再利用することを想定している。</li> <li>将来は一般的に再利用できるようになつてほしいが、再利用は電力会社内や理解の得られた施設等から進め、ステップを踏んで社会全体に拡大という進め方を想定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアランス制度対象物のリスクは低いと、一般に十分認知されていないため、理解が進まなかった場合の対応も想定しておく必要があるのではないか。</li> <li>クリアランス制度対象物を利用し、地域に貢献するよう、原子力にもかかわるような製品を作っていたらいい。</li> <li>クリアランス制度対象物は発電所内でのみ再利用していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び中国電力に対し、クリアランス制度対象物を含め、廃止措置で生じた廃棄物の処分等を円滑に進めるための取組を要請</li> </ul>

項目	中国電力の説明	主な意見	県の対応（案）
<b>廃止措置工程の見直し</b>	<p>中国電力の説明</p> <p>＜<b>廃止措置工程の延長</b>&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止措置の終了時期を 2045 年度から 2049 年度に変更する。</li> <li>・ 現行は 2029 年度までに使用済燃料の搬出・譲渡を終える計画だが、再処理工場竣工が 2024 年度上期予定なので、現行計画で搬出・譲渡を終えることは現実に困難</li> <li>・ 期間の変更理由は使用済燃料の搬出計画の見直しによるものであるが、工程を見直すことで、より安全に配慮して作業を進めることができるメリットもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全に業務を続けることを考えると、できないものを無理に進めるのはよくないので、一定の延長はやむを得ないと考える。</li> <li>・ 廃止措置が長く続くほど自然災害を含めたリスクが続くということは認識しておいていただきたい。</li> </ul>	<p>県の対応（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国電力に対し、住民の安全確保を最優先に、廃止措置の着実な実施を要請</li> </ul>

項目	中国電力の説明	主な意見	県の対応（案）
<p>その他廃止措置 に関係するもの</p>	<p>中国電力の説明</p> <p>&lt;廃止措置の情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供方法は、説明会やホームページ、新聞折り込みチラシでの広報など様々な形で実施する。</li> </ul> <p>&lt;再処理工場の竣工に係る対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再処理工場の状況等変化があれば、住民向けに、大勢集まる機会だけでなく、公民館単位等でも説明機会をいただき、発電所を見学する機会を設ける等の方法で情報提供を行う。</li> <li>再処理工場の審査については、電力、関係メーカー含め総力を傾注。当社からも応援要員を出向させ、審査資料の確認等により日本原燃を支援している。</li> </ul>	<p>主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置工程の延長、放射性廃棄物を最終的にどうするか、廃止措置完了後の跡地利用などの情報を早い段階から地域住民に提供することが重要。</li> <li>汚染状況調査の状況等も公開するのが望ましい。</li> <li>2024年度上期に再処理工場が竣工しない場合の対応等について、中国電力は説明責任を果たすべき。</li> <li>使用済燃料が原因でスケジュールが遅れるなら、その対策として乾式貯蔵施設の検討も必要ではないか。</li> </ul>	<p>県の対応（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国電力に対し、関係自治体等への丁寧な情報提供を要請</li> <li>県は安全協定に基づき、廃止措置の実施状況・実施計画を確認</li> <li>中国電力に対し、関係自治体等への丁寧な情報提供を要請</li> <li>国及び中国電力に対し、使用済燃料の搬出・譲渡の確実な実施のための取組を要請</li> </ul>

### 中国電力への要請事項（案）

1. 住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、廃止措置を適切かつ着実に実施すること。
2. 廃止措置の実施状況や計画等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施に向け、引き続き具体的な検討を行うとともに、搬出等を着実に進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の保管・管理を適切に行うとともに、確実な処分等について、引き続き具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害や万が一の不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を確実に講じること。
6. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、引き続き適切な取組を行うこと。
7. 機器の除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、作業ルールの遵守はもとより、作業員の被ばく低減対策等の安全管理を徹底し、また、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
8. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、関係自治体とよく連携して行うこと。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

原子力規制委員会への要請事項（案）

1. 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から審査及び検査等を通じた厳格な確認を行うとともに、これらの状況については、必要に応じて立地・周辺自治体等にわかりやすく説明を行うこと。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。
3. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格に確認を行うこと。

内閣府への要請事項（案）

自治体が進める原子力災害時の避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、引き続き必要な支援・協力を行うこと。

経済産業省への要請事項（案）

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
2. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分等の円滑な実現に向け、取組を加速させること。
3. 廃止が決定した原子力発電施設についても、安全・防災対策などの行政負担が引き続き生じていることから、撤去完了までを見据えた財政支援を行うこと。